H　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数

I　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数

J　特例保育給付に係る子どもの数

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

A　測定単位の数値

B　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{9{,}588}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度子育てのための施設等利用給付支給額

b　前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）

c　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

一　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入